

西東京市公告

制限付一般競争入札について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6並びに西東京市契約事務規則（平成13年西東京市規則第58号）第8条及び第9条の規定により、次のように公告する。

令和7年4月9日

西東京市長 池澤隆史

1 工事件名	田無庁舎等非常用自家発電機改修工事
2 対象業種	電気工事
3 工事場所	西東京市南町五丁目6番13号ほか
4 工 期	契約確定日の翌日から令和9年3月18日まで
5 予定価格	事後公表とする。
6 最低制限価格	予定価格の10分の7から10分の9までの範囲内で設ける。
7 工事概要	別添1「工事概要」のとおり
8 入札参加資格	<p>入札参加資格確認申請書の提出時において、次に掲げる全ての要件を満たしていること。</p> <p>(1) 東京都内に本店、支店又は営業所等を有していること。</p> <p>(2) 東京電子自治体共同運営（以下「共同運営」という。）における建設工事等競争入札参加資格の対象業種の等級がAで、西東京市に登録していること。</p> <p>(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の結果について、令和5年8月8日から令和7年4月9日までの日を審査基準日とする対象業種に係る総合評点が次に掲げる評点に該当し、共同運営における建設工事等競争入札参加資格情報として登録等があること。</p> <p>ア 市内業者及び準市内業者は、750点以上であること。</p> <p>イ 市内業者及び準市内業者に該当しない者は、1,000点以上であること。</p> <p>(4) 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者を専任で配置できること。ただし、監理技術者にあつては、当該監理技術者の行うべき同法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者として、本件の建設工事に関し同法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を本件の工事現場に専任で置くときは、この限りでない。</p> <p>(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。</p>

	<p>(6) 西東京市指名停止基準（平成13年5月14日付13西総契第12号市長決裁）による指名停止を受けていないこと。</p> <p>(7) 西東京市契約における暴力団排除措置要綱（平成26年2月3日付25西総契第157号市長決裁）第3第1項による入札参加排除措置を受けていないこと。</p> <p>(8) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定により更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをしたとき、又は手形若しくは小切手が不渡りになったとき等）にないこと。</p>
9 申請方法	令和7年4月9日午前9時00分から同月22日午後3時00分までに共同運営における電子入札サービス（以下「電子入札サービス」という。）により入札参加資格確認申請書を提出すること。
10 結果通知	入札参加資格の有無は、令和7年4月23日午後3時以後に入札参加資格確認結果通知書を電子入札サービスにより通知する。
11 設計図書等	10の通知後から電子入札サービスにより配布する。
12 質疑の方法及び回答	<p>設計図書等に質疑がある場合は、11で配布された「質疑回答書様式」により、令和7年4月23日から同年5月9日正午までに電子入札サービスにより提出すること。</p> <p>質疑に対する回答は、令和7年5月13日午後5時00分までに電子入札サービスにより回答する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、ファクシミリ等にて回答する。</p>
13 入札書の提出期間	10の通知後から令和7年5月19日午前9時55分まで
14 開札日時	令和7年5月19日午前10時00分
15 開札場所	電子入札サービス
16 入札方法等	<p>(1) 入札書には自己の見積もった金額の110分の100に相当する額を入力すること。</p> <p>(2) 開札の結果、落札者が決定しないときは、開札日に2回まで再度の入札を行うものとし、電子入札サービスにより通知する。</p> <p>(3) 入札金額に対応した工事費内訳書（電子調達サービス上で、積算内訳を内訳書登録に直接入力したものをいう。）の提出は、第1回目の入札に際し、提出を求める。</p> <p>(4) 別添2「西東京市競争入札等参加者心得（電子入札）（令和7年3月5日付6西総契第104号市長決裁。以下「入札心得」という。）」の入札方法等に関する規定を適用する。</p> <p>(5) 入札に参加できる者が3者未満のときは、入札を中止する。</p>
17 入札の無効	<p>(1) 入札心得第8条の規定に該当したとき。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するに至ったとき。</p>

18 入札保証金	免除する。
19 契約保証金	契約保証金は、契約金額の100分の10以上とし、西東京市にその額を納入しなければならない。ただし、契約者が保険会社との間に西東京市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、又は契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき等は、契約保証金の納入を免除する。
20 前払金及び中間前払金	前払金は、契約金額の10分の4を超えない範囲で1億円を限度とする。中間前払金は、契約金額の10分の2を超えない範囲で5千万円を限度とする。
21 その他	<p>(1) 西東京市議会の議決を要するため、落札者と速やかに仮契約を締結し、同議会で可決されたときに本契約が成立する。ただし、開札後契約締結までの間に落札者の信用状況等が契約の相手方として不適当と認められるものとなった場合は、契約を行わないものとする。</p> <p>(2) 本工事に係る下請を発注する場合は、西東京市内の事業者を優先して選定するよう努めること。</p> <p>(3) 別添2「西東京市と契約を締結する際の施工体制について（依頼）」の趣旨を踏まえ、下請契約の適正化に努めること。</p> <p>(4) 契約書は、西東京市所定の工事請負契約書によるものとし、この公告の日から入札の日の前日まで、西東京市総務部契約課で閲覧に供する。</p> <p>(5) 工事等の履行に当たっては、関係法令を遵守し、従事者の勤務に対し、雇用者又は使用者としての責務を全うするとともに、労働基準法（昭和22年法律第49号）を遵守した勤務体制を整え、安全と良好な環境の保持に努めなければならない。</p> <p>(6) 必要に応じ、施工能力及び施工条件を満たすことを確認する書類を求めることがある。</p> <p>(7) 入札において、事故が起きたとき、又は不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。その旨は、別途適宜の方法を用いて通知する。</p> <p>(8) 入札後は、いかなる理由をもってしても、入札に関する手続及び入札について、異議を申し立てることができない。</p>

問合せ先 西東京市総務部契約課契約係  
(西東京市役所田無庁舎5階)  
代表電話番号：042-464-1311  
直通電話番号：042-460-9816  
ファクシミリ番号：042-466-0966

## 工 事 概 要

- 1 工事件名 田無庁舎等非常用自家発電機改修工事
- 2 工事場所 西東京市南町五丁目 6 番 13 号ほか
- 3 工 期 契約確定日の翌日から令和 9 年 3 月 18 日まで
- 4 工事概要 大規模停電時においても、事業継続計画を踏まえ、田無庁舎及び田無第二庁舎並びに保谷東分庁舎の十分な庁舎機能が発揮できるように、外部からの燃料供給なしで 72 時間以上稼働できる非常用自家発電機へ改修する。
  - (1) 田無庁舎・田無第二庁舎
    - ・非常用自家発電機設置 600kVA
    - ・発電機用地上 950 リットル燃料タンク設置
    - ・発電機用地下 9,000 リットル燃料タンク設置
    - ・既存受変電設備改修
    - ・既存動力幹線、電灯コンセント発電機回路部分改修
    - ・屋外排水設備切り回し
    - ・庁舎出入口止水板設置
  - (2) 保谷東分庁舎
    - ・非常用自家発電機取替 60kVA
    - ・発電機用屋内 950 リットル燃料タンク設置
    - ・既存受変電設備取替
    - ・既存動力幹線、電灯コンセント発電機回路部分改修
    - ・既存地下発電機室内動力盤改修
    - ・庁舎出入口止水板設置
- 5 その他
  - (1) 円滑な工事の進捗を図るべく、施設管理者との調整に努めること。
  - (2) 施工に際しては周辺住民等へ騒音、振動などの影響を及ぼさないよう努めること。
  - (3) 工事用車両の通行や機材の搬出入などに際しては、安全の確保に努めること。
  - (4) 停電工事日は、施設管理者と協議の上決定すること。

## 西東京市競争入札等参加者心得（電子入札）

令和7年4月1日適用

## （通則）

第1条 西東京市（以下「市」という。）が契約を締結するに当たり、西東京市契約事務規則（平成13年西東京市規則第58号。以下「規則」という。）第2条第6号に定める東京電子自治体共同運営が提供する電子調達サービスの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施する、価格の競争を伴う随意契約（以下「見積合せ」という。）又は競争入札（以下「入札」という。）の取扱いについては、規則その他の関連法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

## （資料等の確認）

第2条 見積合せ又は入札（以下「入札等」という。）に参加する者（以下「参加者」という。）は、仕様書、図面、契約書案、現場等（以下「入札等資料」という。）を確認の上、入札等に参加しなければならない。

2 この入札等が工事についての請負契約に関するものであるときは、別添「西東京市と契約を締結する際の施工体制について（依頼）」を確認の上、入札等に参加しなければならない。

## （入札書又は見積書の提出）

第3条 参加者は、入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）を電子入札システムにより作成し、指名通知書等に示した日時までに提出しなければならない。ただし、この日時までに電子入札システムのサーバに入札書等が到達しないときは、理由のいかんを問わず、当該入札等に参加することはできない。

2 参加者は、提出した入札書等を書換え、引換え又は撤回することができない。

3 参加者は、入札等資料について疑義が生じたときは、指名通知書等に示した日時までに電子入札システムにより質疑をすることができる。

## （辞退）

第4条 参加者は、指名の通知を受けてから入札書等を提出する前までは、入札等を辞退することができる。

2 参加者は、入札等を辞退するときは、電子入札システムにより辞退届を提出しなければならない。

3 前項の規定により辞退した者は、辞退届を撤回し、再び当該入札等に参加することができない。

4 第2項の規定により辞退した者は、入札等資料を速やかに廃棄又は消去しなければならない。ただし、電子入札システムによらずに配布した入札等資料があるときは、市に返却の必要がないことを確認した上で廃棄しなければならない。

5 第2項の規定により辞退した者は、入札等を辞退したことにより、今後の指名等について不利な取扱いを受けるものではない。

## （中断又は中止）

第5条 参加者が連合し、不穩の行動をなす等、入札等を公正に実施することができないと認められるときは、当該参加者を参加させずに入札等を実施し、又は入札等を中断若しくは中止とする。

2 次の各号のいずれかを理由として、入札等の実施を中断又は中止とすることがある。

(1) 災害、その他緊急事態が発生したとき。

(2) 電子入札システムにシステム障害が発生したとき。

(3) 入札等に参加する資格を有する者又は参加者が、1者になったとき。ただし、指名通知等において入札等が成立するために必要な参加者の数を示した場合は、その数に満たなかったとき。

(4) 前項及び前3号のほか、やむを得ない事由があるとき。

## （参加要件）

第6条 参加者は、次の要件を具備していなければならない。

(1) 引き続き1年以上その営業を行っていること。

(2) 国税又は地方税を納付していること。

## （資格確認及び指名の取消し）

第7条 参加者が、指名通知等の通知後に次のいずれかに該当したときは、一般競争入札の参加資格の確認及び入札等の指名は、市において特別な理由がある場合を除くほか、これを取り消す。

(1) 西東京市指名停止基準（平成13年5月14日付13西総契第12号）に基づく指名停止を受けたとき。

(2) 西東京市契約における暴力団排除措置要綱（平成26年2月3日付25西総契第157号。以下「暴力団排除措置要綱」という。）第3第1項に基づく入札参加排除措置を受けたとき。

(無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札等は、無効とする。

- (1) 入札等に参加する資格のない者のした入札等
- (2) 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札。ただし、指名通知書等で、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないことを示したときを除く。
- (3) 入札書等の記載事項が不明瞭である入札等
- (4) 入札書等に、記名押印に相当する電磁的記録による認証がない入札等
- (5) 予定価格を事前公表した入札において、予定価格を超える金額で行った入札
- (6) 第10条に規定する再度の入札等において、前回の入札等で最低価格となった金額以上で行った入札等
- (7) 電子入札システム又は電子証明書の不正使用による入札等
- (8) 暴力団排除措置要綱第3第1項に基づく入札参加排除措置を受けた者のした入札
- (9) その他入札等に関する条件に違反した入札等

(落札及び最低制限価格)

第9条 入札等を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札等を行った者を落札者とする。ただし、市の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円以上の工事又は製造その他についての請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(再度の入札等)

第10条 開札をした結果、予定価格の制限に達した価格の入札等がないときは、直ちに再度の入札等を行うものとする。この場合において、再度の入札等の回数は案件ごとに設定するものとし、2回を限度とする。ただし、単価に係る入札等については、再度の入札等を行わない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、再度の入札等に参加できない。

- (1) 当該入札等を辞退した者
- (2) 当該入札等に参加しなかった者
- (3) 当該入札等で第8条に規定する無効となる入札等をした者
- (4) 当該入札で最低制限価格を設けた入札のときは、最低制限価格未満の金額で入札を行った者

3 第1項の規定にかかわらず、予定価格を事前に公表して行った入札については、再度の入札は行わない。

(くじによる決定)

第11条 落札となるべき価格の入札等を行った者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札等を行った者が入札書等の作成時に入力した、くじ番号を用いて、落札者を決定する。

(契約保証金の免除)

第12条 落札者は、落札決定後、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を速やかに納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 落札者は、前項ただし書の場合において、履行保証保険契約を締結したことにより免除されたときは、当該履行保証保険契約の保険証券を提出しなければならない。

(契約の締結)

第13条 落札者は、落札決定の告知を受けた日から5日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に契約を締結しなければならない。

(異議申立て)

第14条 入札等を行った者は、入札等の後、この心得及び入札等資料について不知であること又は不明な点があることを理由に、異議を申し立てることはできない。

(労働環境の確保)

第15条 参加者は、労働基準法等の労働関係法令を遵守し、適正な労働環境の確保に努めなければならない。

(建設業退職金共済制度への加入促進)

第16条 建設業退職金共済事業制度に未加入の事業所は、当該制度への加入促進に努めなければならない。

(日雇労働者の雇用)

第17条 請負契約又は委託契約を行った事業所で、普通作業員及び軽作業員を使用するときは、公共職業安定所が紹介する日雇労働者を雇い入れるよう努めなければならない。

(自動車の定期点検整備)

第18条 落札者は、自動車を使用するときは、道路運送車両法により義務付けられている定期点検整備を実施した自動車を使用しなければならない。

入札参加業者 各位  
見積業者 各位

## 西東京市と契約を締結する際の施工体制について（依頼）

このたび本市が発注する工事請負契約案件について、貴社が西東京市と契約を締結することとなった場合、下記のことにご留意していただきますよう、お願いいたします。

このことは、重層的な元請負人と下請負人との契約関係をより明確にし、適正な施工体制を確保していくことにより、工事に従事する労働者の適切な労働条件の確保を図り、ひいては市内建設産業の健全な育成を図るため、依頼するものです。

また、貴社がこの契約について下請契約を締結することとなった際には、下請負人に本書の趣旨を伝達されるよう、お願いいたします。

なお、本書で使用する用語については、次のとおりとします。

- ①「公契約」とは、西東京市が発注し、締結し、対価を支払う契約で、総務部契約課で締結する工事請負契約とします。
- ②「元請負人」とは、貴社及び公契約の施工に関する下請契約で発注者となる業者で、施工中の方とします。
- ③「下請負人」とは、上記②の元請負人と下請契約を締結した業者で、施工中の方とします。

## 記

### 1 下請負人の選定・市内業者の優先

公契約の施工に当たり下請契約を締結するときは、下請負人の施工能力、経営管理能力、雇用管理能力、労働安全衛生管理能力等を勘案し、適切な施工を行うことができる者を選定し、市内業者を優先的に活用するよう努めてください。また、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法に定める届出の義務を負う下請負人を選定する場合にあっては、これらの義務を履行しているものを選定するよう努めてください。

### 2 一括下請負の禁止

公契約の全部若しくは主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び本市の契約約款により禁止されています。2次下請等の重層的な下請関係についても法令を遵守するよう、お願いいたします。

### 3 技術者の適正配置

公契約の施工に当たり、下請契約の総額が建設業法施行令第2条で定める金額以上になるときは、建設業法により監理技術者を置くことが必要です。主任技術者では施工できませんので、留意してください。

### 4 保険への加入（福祉の充実）

元請負人のうち市から直接的に公契約を請け負った業者は、公契約について労災保険に必ず加入し、これを証明する書類を市監督員に提出してください。

また、元請負人及び下請負人は、労働者の福祉向上を図るため、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付してください。

さらに、任意の労働者災害補償保険に加入する等、法定外補償制度を積極的に活用してください。

### 5 建設業退職金共済制度への加入

労働者の退職金制度を確立するため、建設業退職金共済制度に加入するよう努めてください。

また、元請負人のうち市から直接的に公契約を請け負った業者が加入したときは、官公庁提出用の掛金収納書を市監督員に提出してください。

## 6 公契約の賃金算定

公契約の施工に当たり下請契約を締結するときは、労働者の健全な生活の営み及び下請負人の健全な経営が確保されるよう、適正な賃金及び必要諸経費の算定を行うよう努めてください。市の積算は、農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事設計労務単価により行っているため、この点に十分留意し、適正な賃金及び必要諸経費が支払われるよう努めてください。

## 7 下請契約の契約書

公契約の施工に当たり下請契約を締結するときは、下請負人と締結する下請契約書に工事内容、工期、請負代金額等、建設業法第 19 条第 1 項に規定する事項を書面に明記し、着工前に署名又は記名押印の上、元請負人と下請負人とが相互に交付してください。

特に、工期変更や設計変更に伴う契約変更が生じた場合に協議を円滑に行うことができるよう、建設業法第 19 条第 1 項第 5 号に規定する工期変更、設計変更に伴う請負代金額の変更に関する定めについて、できる限り具体的に記載するよう努めてください。

## 8 下請契約の変更

下請契約書に記載した事項に変更が生じたときは、その変更の内容を書面に記載し、元請負人と下請負人とが相互に交付してください。変更の内容が請負代金額に係るものであるときは、本書の 6 に記載した適正な算定によるものとするよう努めてください。

## 9 工事内訳書の提出

元請負人のうち市から直接的に公契約を請け負った業者は、本市の契約約款に基づき、締結後 7 日以内に工事内訳書を市監督員に提出してください。

## 10 下請契約の施工体制

元請負人のうち市から直接的に公契約を請け負った業者が、施工に当たり下請契約を締結したときは、その下請金額にかかわらず、建設業法及び公共工事の入札及び適正化の促進に関する法律に基づき施工体制台帳の写しを市監督員に提出し、また、施工体系図を現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、適正な施工管理に努めるようお願いいたします。

なお、本市の契約約款に基づき、下請契約の状況について工事下請負人使用状況届も市監督員に提出してください。

## 11 下請負人への支払い

公契約について前払金を受領し、施工に当たり下請契約を締結したときは、下請契約の施工に必要なとする前払金相当額を現金で下請負人に前金払いするよう努めてください。

また、工事完成時の下請負人への支払いは、速やかに行うよう努めてください。

## 12 指名の制限等

公契約の施工に当たり締結した下請契約の関係が不適切であると判明し、是正を求めたにも関わらず改善されないときは、工事成績評定に影響します。

また、このことを西東京市指名業者選定委員会に報告し、競争入札の指名を制限することがあります。

## 13 建設キャリアアップシステムへの登録及びカードリーダー設置

技能者の処遇改善や技能研さんを図るため、建設キャリアアップシステムへの登録及びカードリーダーの設置に努めてください。

問い合わせ先

工 事 の 監 督 に 関 す る 事 項 : 西 東 京 市 工 事 担 当 課 ( 工 事 の 案 件 に よ り 異 な り ます 。 )

公 契 約 の 制 度 に 関 す る 事 項 : 西 東 京 市 総 務 部 契 約 課 ( 西 東 京 市 役 所 田 無 庁 舎 )

西 東 京 市 代 表 電 話 042-464-1311 ( 契 約 課 内 線 11281、11282 )